

近畿中国四国農業試験研究推進会議運営要領

(趣旨及び目的)

第1条 西日本農業研究センター（以下、「西農研」という。）は、研究業務実施規程第13条第2項の規定に基づき、国、府県、大学、民間企業、関係団体又は関係する国立研究開発法人等（以下「関係機関」という。）の協力を得て、西農研並びに関係機関の試験研究に係る業務の効率的な実施及び研究成果の効果的な普及を推進する観点から、近畿中国四国地域の農業に関する試験研究を対象とする近畿中国四国農業試験研究推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

2 推進会議は、近畿中国四国地域の農業に関する研究戦略の検討、研究ニーズの把握、産学官連携の推進、研究成果の普及・実用化の促進等について検討することを目的とする。

(推進会議の主宰及び協力)

第2条 推進会議は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び関係機関の協力を得て、所長が主宰する。

(推進会議の構成)

第3条 推進会議は、本会議、試験研究推進部会（以下「推進部会」という。）をもって構成する。

(本会議)

第4条 本会議は、地域農業の展開方向並びに重要な研究領域における今後の技術開発に係る全体戦略を練るため、現場ニーズの把握、産学官連携の推進、研究成果の普及・実用化の促進、人材育成や研究資源の活用を含む効果的・効率的な研究開発の推進方策等について検討を行う。

2 推進部会において検討された主要な研究成果、地域重要研究問題素材の措置方向等の決定を行う。

(推進部会)

第5条 推進部会は、作物生産、病害虫、土壌肥料、農業環境工学、営農、野菜、花き、果樹、畜産草地、茶業の10部会で構成する。

2 推進部会には、所長が指名する部会長を置く（別表-1）。部会長は、関係の試験研究推進状況を総合的に把握し、その推進を図るための会議を企画・立案し、その運営を行う。

3 推進部会の効率的運営を図るため副部会長を置き、必要に応じて分科会を設けることができる。また、目的を明確にした研究会等を部会長の責任の下に開催することができる。

4 推進部会では、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 研究の効率的な推進のための協力、分担関係の協議
- 二 主要な研究成果についての検討および評価
- 三 地域重要研究問題素材の措置方向の検討
- 四 地域研究・普及連絡会議に提出する技術的課題候補の検討
- 五 次年度の推進部会に関する活動方針の検討

(推進会議の構成者)

第6条 推進会議の構成者は別表－2によることとするが、その他必要に応じ所長が指名する。

(推進部会の共催)

第7条 推進部会を他の地域と合同して行う必要のある場合は、推進会議開催責任者の協議により開催する。

(事務)

第8条 推進会議に係る事務は、研究推進部事業化推進室において行う。

附 則 (令和元年12月27日 元西セ第0926002号)

この要領は、令和元年11月1日から適用する。

附 則 (令和2年5月18日 2西セ第0214001号)

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年5月11日 3西セ第0207001号)

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年5月10日 4西セ第0128001号)

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

別表－ 2

近畿中国四国農業試験研究推進会議の構成者

	国立研究開発法人 試験研究機関	公立試験研究 機関	普及・行政部局	備考
本会議	西日本農業研究センター 所長 研究推進部長 試験研究推進部会長 農研機構関係者	場所長等 研究企画調整 担当部長等	農政局長等 府県主務部の長等 府県試験研究調整 事務責任者等 府県普及組織代表 者	農林水産技術会議事務局 関係者 (オブザーバー)
試験研究 推進部会	西日本農業研究センター 試験研究推進部会長 担当グループ長等 農研機構関係者 他国立研究開発法人研究 部長等	研究担当部科 長等	農政局関係者 府県試験研究調整 事務担当者等 代表専門技術員等	大学及び民間の研究者 (外部委員を含む) 農林水産技術会議事務局 関係者 (オブザーバー)